

大分市自治基本条例検討委員会
第14回 理念部会

平成23年4月20日(水) 14時~
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 全体会での意見に対する検討について

(2) その他

目的並びに基本理念及び基本原則の調整案について

平成23年3月29日の全体会において、他部会委員より指摘のあった、「『(仮称)大分市まちづくり自治基本条例』は、目的から、基本理念、基本原則への流れがわかりにくいことから、他市(札幌市)の条例を参考に見直しをしてはどうか」という意見について。

1. 札幌市自治基本条例との比較

大分市、札幌市ともに、「市民が主体となり、自治を基本としてまちづくりを行うという方向性を謳う」点は同じであるが、大分市の条文は、「自治の実現」が目的であるのにも関わらず、「『まちづくり』を行うことを『自治』の基本理念とする」など、「自治」と「まちづくり」の関係がわかりにくくなっている部分があると考えられる。そこで、現行案と調整案を以下に比較して記す。

現行案

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、**市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。**

(基本理念)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権による**まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。**

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、**まちづくり**に参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働により**まちづくり**に取り組むこと。

以下、黒枠は現行案のまま、赤枠は調整した箇所があることを示す。

2. 条文の調整案について

(目的 調整案)

第1条 この条例は、本市における自治の**基本理念及び**基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の**自治まちづくり**の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

自治の「基本理念」及び「基本原則」に、よりスムーズにつながるようにするために、「目的」の「明らかにするもの」に両方を併記するように戻した。また、「まちづくり」を1箇所入れることにより、条文の構成として3条、4条に流れるようにした。

(基本理念 調整案)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

目的の見直しにより、文章としての流れが良くなったと考えられたことから、そのままとした。

(基本原則 調整案)

第4条 本市は、次に掲げる事項を**自治**の基本原則として**自治まちづくりを進める行うもの**とする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

「目的」の表現に合わせるとともに、「自治」の基本原則（ルール）を基礎としてまちづくりを行うように「自治」と「まちづくり」の関係を整理した。

考え方：「まちづくり」という表現を使わずに基本理念、基本原則を表現することは困難であることから、目的の考え方を「まちづくりを行う取組みが進むことにより、市民主体による自治の実現が図られる」ものであると整理した。